

事 務 連 絡  
令和 5 年 7 月 21 日

各都道府県市区町村担当課 御 中

総務省自治税務局自動車税制企画室

自動車損害賠償責任保険における特定小型原動機付自転車に係る  
料率区分の新設に関する周知について（依頼）

この度、金融庁より、自動車損害賠償責任保険における特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）に係る料率区分の新設に関する周知について、別紙資料①のとおり依頼がありました。

つきましては、各市町村の税務窓口等において、適宜別紙資料②を掲示又は手交するなどご活用いただき、特定原付の標識交付申請者等に対し、本件に係る周知を図っていただくようお願いいたします。

上記のとおりお知らせしますので、貴都道府県内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：高梨事務官

電話：03-5253-5663

令和5年7月19日

総務省自治税務局自動車税制企画室 御中

金融庁監督局保険課

自動車損害賠償責任保険における特定小型原動機付自転車に係る  
料率区分の新設に関する周知について（依頼）

このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い車両の一区分として設けられた特定小型原動機付自転車（電動キックボード等。以下「特定小型原付」という。）については、交通事故の被害者救済に支障が出ないように、引き続き自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の対象となります。

特定小型原付は、一般原動機付自転車（以下「一般原付」という。）とリスク特性が異なる新たなモビリティであることから、自賠責保険の基準料率の車種区分においても、新たな区分を設ける方向で調整しておりますが、特定小型原付に係る新たな基準料率については、令和6年4月1日以降に開始される契約から適用する予定であるため、新たな基準料率が適用されるまでの間、特定小型原付には、一般原付の基準料率が適用されることとなります。

そのため、新たな基準料率の適用後、特定小型原付の基準料率が一般原付の基準料率よりも低くなった場合に、保険契約者の申請により、一部の場合を除き相応の差額を返還する仕組みについても、現在検討しております。

本件につきまして、一般社団法人日本損害保険協会の「保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト」が8月1日に開設されることから、適宜別添をご活用の上、全国の市町村の税務窓口等において、特定小型原付の保有者等への周知にご協力いただくようお願い申し上げます。なお、既に関係省庁や損害保険会社等に対しても同様に、周知に係るご協力を依頼している旨を申し添えます。

令和5年吉日

特定小型原動機付自転車 保有者各位

## 自賠責保険の区分新設（特定小型原動機付自転車）に伴う保険料返還について

標記につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、内容をご確認いただき、必要に応じて、[【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】](#)をご活用ください。

### 記

1. 特定小型原動機付自転車（以下、特定小型原付）の自賠責保険料の返還について
  - ・現在、特定小型原付は原動機付自転車の保険料又は掛金（以下、保険料等）区分で加入いただいておりますが、2024年4月より、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済では特定小型原付（電動キックボード等）の保険料等区分が新設される予定です。
  - ・新しく設定される特定小型原付の保険料等が、現行の原動機付自転車の保険料等より安くなる場合、以下の①～③全てに該当するご契約に対して、一部のケースを除き、相応の差額が返還される予定です。

#### <対象契約>

- ①始期が2024年3月31日以前かつ終期が2024年4月1日以降の契約
- ②車種区分が原動機付自転車の契約
- ③標識交付証明書、型式認定番号標または性能等確認済シール等により、「特定小型原動機付自転車」であることが確認できる契約

- ・詳細については、現在、金融庁において検討されており、日本損害保険協会および損害保険各社においては、差額の返還が決定した際に、ご契約者に対して速やかに差額返還のご案内ができるよう準備を進めております。

#### 2. 「保険料等返還に関するメールアドレス登録サイト」のご案内

- ・日本損害保険協会ホームページ内に[【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】](#)が設置され、以下の二次元コードよりアクセス可能です。
- ・同サイトにてメールアドレスを登録いただくと、保険料等の一部の返還が決定され、準備が整い次第、必要な対応（保険料等返還手続書類の請求等）をご案内します（2024年2月頃を予定）。
- ・詳細は同サイトにてご案内しておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

■保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト（日本損害保険協会ホームページ）

【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/gentsuki.html>



自賠責保険料について

金融庁監督局保険課 電話：03-3506-6000（内線：3859、2657）

「保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト」  
について

一般社団法人 日本損害保険協会 業務企画部

自動車・海上グループ 電話：03-3255-1943

以 上